

国立大学法人三重大学教育研究評議会における国立大学法人三重大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申合せ

令和5年3月15日
教育研究評議会決定

国立大学法人三重大学学長選考・監察会議規程第3条第1項第2号に規定する国立大学法人三重大学教育研究評議会(以下「教育研究評議会」という。)において選出する委員については、学長予定者の選考、学長の評価及び任期、解任についての審議・決定等の重要な役割を担うものであることから、以下の観点から選出する。

第1 教育研究評議会から選出する学長選考・監察会議委員は、学長選考・監察会議の中立性・公平性を担保し、大学のミッション及びビジョンを適切に実現できる学長予定者の選考等を行う観点から、教学面と組織運営面の両面に関する経歴、学内の学術分野のバランス、さらには学長選考・監察会議委員としての継続性を考慮したうえで、理事のうちから1名、人文学分野、教育学分野、医学分野、工学分野、生物資源学分野又は地域イノベーション学分野から各1名の計7名を教育研究評議会の合議により選出する。

第2 この申合せに定めるもののほか、教育研究評議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考について必要な事項は、教育研究評議会の議を経て別に定めることができる。

付 記

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。